

# 由利本荘市広告掲載基準

平成 19 年 7 月 12 日

改正 平成 26 年 1 月 1 日

## (趣旨)

第1条 この基準は、由利本荘市広告掲載要綱（平成 19 年由利本荘市告示第 58 号）第 3 条第 4 項に規定する判断基準の細目として定めるものであり、広告掲載への掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

## (広告全般に対する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を備えたものでなければならない。

## (規制業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引き受けなどをうたつたもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）

- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 市税、保険料、使用料、保育料、家賃等を滞納しているもの

(掲載基準)

第4条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損等の恐れがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排除するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）
- イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が（これが）最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関連法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているようなもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第5条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、地域の美貌風致を損なう恐れがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどきついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味無く、身体の一部を強調するもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び習慣によって形成してきた景観や文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害する恐れのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招く恐れがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様又は配色を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げる恐れがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にする恐れのあるもの
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ 絵柄や文字が過密であるもの

(WEBページに関する基準)

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの広告の基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、由利本荘市広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定める。

附 則

この基準は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月1日から施行する。